

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1. 基本指針策定の趣旨

本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、共生社会の実現と人権文化の構築に向けた人権施策の総合的な推進を図ってきました。

2000年（平成12年）に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、2012年（平成24年）に「築上町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、本町の实情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

近年は、高齢化、国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生していることから、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチ[※]の解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進められています。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職域など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が存在しています。人権意識の高揚は、豊かな町民生活を実現するための極めて重要な課題であり、限られた財源の中で、住民のニーズや地域の实情に合った独自の施策を展開していくことが必要とされています。

このため、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化や人権問題の多様化・複雑化していることを踏まえ、必要な見直しを行うものです。

※ヘイトスピーチ（「差別言動」）

主に人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見など、自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすること、さらには他人をそのようにあおり立てる発言(書き込み)のこと。

2. 基本指針の性格

本基本指針は、次の性格を有するものです。

- ① 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び福岡県の「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」「福岡県人権教育・啓発基本指針」の趣旨を念頭に、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであること。
- ② 本町における人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すものであること。
- ③ 2017年（平成29年）に実施した「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」（以下「人権に関する住民意識調査」という。）等を参考にして、より明らかとなっている本町の実態に基づき、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通して、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、中長期的な展望の下に策定するものであること。
- ④ 1965年（昭和40年）の「同和对策審議会」の答申を受けて、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、同和問題についての正しい理解と認識を深めるために進めてきた人権・同和教育・啓発の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るための人権教育・啓発として創造的・発展的に再構築するものであること。
- ⑤ 人権が尊重される町づくりの大きな力は町民であるとの理念の下に、本町における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割に基づき、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。

3. 人権教育・啓発推進の視点

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が育まれるよう、学校教育・家庭教育・社会教育において行われる活動であり、人権啓発とは、広く町民に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的として行われる情報提供などの広報活動です。

「基本指針」における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

1) 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどの不当な差別により人権侵害されないよう、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことが求められており、その上で人権が尊重される社会が実現されることから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

2) 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取り組みなど、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

3) 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通して、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、(中略)を旨として行わなければならない。」と記されています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。住民が生涯のあらゆる機会を通して人権について学習することができるよう取り組みを推進します。

4) 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

4. 推進体制等

- ① 「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」を中心に、関係団体が緊密な連携を図りながら総合的に推進します。
- ② 人権が尊重されるまちを実現するためには、住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、「基本指針」の趣旨が広く住民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての住民意識の把握に努めます。
- ③ 「基本指針」の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や福岡県の取り組み状況を見極め、本指針の実施から5年を経過した時点で、再点検し、必要に応じて見直しを行います。
- ④ 広域的な啓発推進の見地から、福岡県や近隣市町と連携を図って同和問題啓発強調月間（7月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取り組みを展開し、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。
- ⑤ 「基本指針」の趣旨を踏まえ、本町の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。また、様々な関係機関等との有機的な連携を図り、人権教育・啓発の推進体制の確立を目指します。